

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1節 組織及び配備動員計画

1 中城村防災会議

村長を会長として、災害対策基本法第16条第5項に基づき組織され、その所掌事務は中城村地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等の事務をつかさどる。

2 応急活動体制

村内において災害が発生、または発生するおそれがある場合、村は応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部等を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策活動を実施する。

(1) 中城村災害対策準備体制

沖縄気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表される等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務対策班による災害対策準備体制の初動体制をとる。

また、気象台が本村域で震度4を観測・発表し、災害対策体制の必要があると判断した場合及び津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合、直ちに災害対策準備体制をとる。

(2) 中城村災害警戒本部

ア 警戒本部の設置

災害対策本部設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

イ 警戒本部の設置基準

- (ア) 気象業務法等に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒が必要なとき
- (イ) 津波注意報が発表されたとき
- (ウ) 震度4以上の地震が観測されたとき

- (エ) その他、村長又は警戒本部長が必要と認めたとき
(村長が不在の時は、副村長→総務課長→企画課長→以下村本部から決定するものとする)

ウ 警戒本部の組織

- (ア) 警戒本部に警戒本部長を置くほか、警戒本部現場責任者を置き、警戒本部を組織する。
- (イ) 警戒本部長は副村長(又は総務課長)とし、警戒本部現場責任者は図 2・1・1 の各班の内の当番班の長とする。なお、当番班は常に村庁舎内に明示する等、全職員が把握可能な状況にしておく。
- (ウ) 警戒本部は図 2・1・1 の 14 班が交代で担当する。
- (エ) 職員の出張等により警戒本部の人数が必要数以下であると認められるときは、警戒本部長及び警戒本部現場責任者の判断により、他の班から職員を配置することとする。

エ 警戒本部の所掌事務

- (ア) 警戒本部の所掌事務は図 2・1・1 の対策本部のその内、必要な事項を行う。

オ 警戒本部の廃止基準

警戒本部は次の基準により警戒本部長が廃止する。

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 当該災害に対する応急対策等の措置が概ね終了したと認められたとき
- (ウ) 災害の発生するおそれが無くなったと認めたとき
- (エ) 警戒本部長が適当と認めたとき

カ 警戒本部設置、廃止の通知

警戒本部を設置または廃止したときは、県及び関係機関、村民に対し、防災行政無線などを活用して迅速な方法で通知するものとする。

3 中城村災害対策本部の設置

ア 対策本部の設置

村内の地域において災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災応急対策を迅速かつ的確に推進するため、災害対策本部を設置する。

イ 対策本部の設置基準

対策本部は当村内に次の事項に該当するような災害が発生、又は発生するおそれがあるとき村長が設置する。

- (ア) 気象業務法等に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒が必要などとき
- (イ) 津波注意報が発表されたとき

(ウ) 震度 4 以上の地震が観測されたとき

(エ) その他、村長又は警戒本部長が必要と認めたとき

(村長が不在の時は、副村長→総務課長→企画課長→以下村本部から決定するものとする)

ウ 対策本部の組織

災害対策本部に対策本部長、対策副本部長を置くほか、対策本部会議を組織する。

(ア) 本部長は村長、副本部長は副村長もしくは総務課長をもって充てる。

(イ) 村長が不在などの時は副本部長が代理を務めることとする。

(ウ) 本部の組織編制及び所掌事務は図 2・1・1 及び表 2・1・1 のとおりである。

エ 本部会議

(ア) 本部会議の構成

対策本部会議は対策本部長及び副本部長、各班長、その他本部長が必要と認めるものによって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(イ) 本部会議の開催

本部長は対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは本部会議を招集する。構成員は対策本部会議の開催が必要であると認めるときは、その旨を副本部長に申し出ることとする。

(ウ) 本部会議の協議事項

I 本部の配備体制に関すること

II 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本的方針に関すること

III 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること

IV その他災害対策に関する重要事項

(エ) 本部会議の庶務

本部会議の庶務は総務課が担当すること。

オ 対策本部の廃止基準

対策本部は対策本部長が次の基準により廃止する。

(ア) 当該災害に係る災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めたとき

(イ) 予想された災害にかかわる危険が無くなったと認めたとき

(ウ) 対策本部長が適当と認めたとき

カ 対策本部の設置及び廃止の公表

対策本部を設置、又は廃止したときは直ちに県及び関係機関、村民に対し、防災行政無線や電話等により公表することとする。



図 2-1-1 災害対策本部組織及び編成

表 2-1-1 中城村災害対策本部所掌事務

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第 1 次	第 2 次	第 3 次
総務対策班	総務課長	1. 災害対策本部の設置及び解散に関する事 2. 防災会議に関する事 3. 防災関係機関への連絡及び協力要請に関する事 4. 各班との分掌事務の調整、連絡に関する事 5. 災害情報の収集、県その他関係機関への報告に関する事 6. 気象予警報の受理及び伝達に関する事 7. 災害時の避難準備情報、避難勧告及び指示に関する事 8. 避難者の誘導及び行方不明者の捜索に関する事 9. 遺体の収容及び埋火葬に関する事 10. 職員の非常召集、配置、衛生管理に関する事 11. 災害対策要員の雇用に関する事 12. 災害情報等の村民及び報道機関への広報に関する事 13. 災証明の発行に関する事 14. 村有財産の被害状況の調査に関する事 15. 応急食糧その他生活必需品の調達及び管理に関する事 16. 被災者及び物資の輸送に関する事 17. 車両の確保及び配車に関する事 18. 各種団体の災害応急対策への協力に関する事 19. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 20. 自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 21. その他、各班の協力に関する事	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
総務対策支援班	議世事務局長	1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 総務対策班への協力に関する事 3. その他、各班の協力に関する事	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
企画対策班	企画課長	1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 災害情報等の村民及び報道機関への広報に関する協力及び報道機関との連絡調整に関する事 3. 防衛施設局その他基地関係機関との連絡調整に関する事 4. 災害対策に必要な経費の予算措置に関する事 5. その他、各班の協力に関する事	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
税務対策班	税務課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 福祉対策班及び健康保険対策班への協力に関する事 3. その他、各班の協力に関する事	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
住民生活対策班	住民生活課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 災害時の塵芥処理に関する事 3. 遺体の収容及び埋火葬に関する事 4. その他、各班の協力に関する事	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
福祉対策班	福祉課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸付に関すること 3. 食糧の配給に関すること 4. 救援物資の保管及び配分に関すること 5. 避難者の収容及び避難場所の運営・管理に関すること 6. 応急食糧の配給、炊出しに関すること 7. ボランティア等民間団体の活動依頼に関すること 8. 災害時要援護者の避難に関すること 9. その他、各班の協力に関すること	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
健康保険対策班	健康保険課	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 日赤その他医療機関との連絡調整に関すること 3. 医療及び助産、救護に関すること 4. 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること 5. 災害地域及び避難所の衛生及び防疫に関すること 6. 衛生・防疫に関する保健所等関係機関との連絡調整に関すること 7. 地域組織(自治会等)における自主防疫に関すること 8. その他、各班の協力に関すること	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
農林水産対策班	農林水産課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 農地、農業用施設及び農作物等の復旧事業に関すること 3. 農・畜・水産関係の被害調査及びその対策に関すること 4. 漁港施設及び漁船停泊係留船舶の警戒に関すること 5. その他、各班の協力に関すること	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
都市建設対策班	都市建設課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 土木関係災害に関する警戒巡視に関すること 3. 地すべり、がけ崩れ等の災害防止に関すること 4. 仮設住宅等の建設及び住宅の応急対策に関すること 5. 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 6. 道路関係の災害応急対策に関すること 7. 交通規制に関すること 8. その他、各班の協力に関すること	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
企業・観光対策班	企業立地・観光推進課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 商工関係の被害調査及びその対策に関すること 3. 観光客に対する避難及び誘導に関すること 4. その他、各班の協力に関すること	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
会計対策班	会計課長	1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 災害対策に係る会計業務に関すること 3. 救援金品の受入れ及び配分に関すること 4. その他、各班の協力に関すること	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
上下水道対策班	上下水道課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 上水道関連施設の災害対策及び復旧に関すること 3. 被災者に対する飲料水の供給に関すること 4. 災害時における水質検査に関すること 5. 企業局及び水道関係業者等との連絡調整に関すること 6. 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること 7. その他、各班の協力に関すること	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
教育対策班	教育長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 児童生徒の避難に関すること 3. 児童生徒の教育指導に関すること 4. 児童生徒に対する学用品の給与に関すること 5. 学校教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 6. 避難所の開設及び運営の協力に関すること 7. 災害時の食材の調達及び炊出しの協力に関すること 8. 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 9. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること 10. 避難所の開設及び運営の協力に関すること 11. その他、各班の協力に関すること	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
消防対策班	中城北中城消防本部長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 防災関係機関及び班内の連絡調整に関すること 3. 行方不明者の捜索及び救助に関すること 4. 災害危険区域の把握と対策に関すること 5. 災害時における避難誘導に関すること 6. 通信及び応援要請に関すること 7. 災害の予防広報に関すること 8. 気象情報等の収集に関すること 9. 他班との連絡調整に関すること	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

4 配置動員計画

災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、防災活動を推進するため、取るべき体制を表 2-3-1 に記す。なお、動員は必要に応じて変更することとする。

表 2-3-1 配備動員の基準

体制	災害種別	基準	体制の決定	動員
災害対策準備体制	風水害	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合	村長又は警戒本部長が決定し設置	第 1 次配備
	津波	津波注意報が発表されたとき	自動配備	第 1 次配備
	地震	震度 4 の地震が観測されたとき	自動配備	第 1 次配備
	全て	その他村長又は警戒本部長が必要と認めたとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	村長又は警戒本部長が決定
災害警戒本部	風水害	気象情報等により災害発生への警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	第 2 次配置
	津波	「津波」の津波警報が発表されたとき	自動配備	第 2 次配置
	地震	震度 5 弱の地震が観測されたとき	自動配備	第 2 次配置
	全て	その他村長又は警戒本部長が必要と認めたとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	村長又は警戒本部長が決定
災害対策本部	風水害	気象業務法等に基づく警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき	災害対策本部長が決定し設置	災害対策本部長が第 2 次配備もしくは第 3 次配備を決定
	津波	「大津波」の津波警報が発表されたとき	自動配備	第 3 次配備
	地震	中城村において震度 5 強以上又は、隣接市町村において震度 6 弱以上の地震が観測されたとき	自動配備	災害対策本部長が第 2 次配備もしくは第 3 次配備を決定
	全て	その他村長又は警戒本部長が必要と認めたとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	村長又は災害対策本部長が決定

(1) 職員の動員

職員の動員については表 2-3-1 に示すとおりであるが、状況に応じて災害警戒本部長及び災害対策本部長が動員数を増減できることとする。

(2) 配備基準

概ね次の基準により第 1 次配備から第 3 次配備までに区分する。

配備	配備内容
第 1 次配備	1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の態勢をとる
第 2 次配備	1 各班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
第 3 次配備	1 全職員が配置につく

(3) 職員の待機と登庁

職員は常に気象情報等に注意し、災害警報が発表される状況においては、常に連絡が取れる状況をつくり、動員要請の連絡が入ればすぐに登庁できるようにする。各班長は被害が予想される状況においては、班員(課職員)と迅速に連絡が取れる状況にいるように努める。災害警報が解除された後においては、翌日からの業務を滞りなく行うための点検・清掃を行うこととする。これらは平日・休日の区別を問わない。

(4) 動員方法

ア 表 2-3-1 に示すとおり、自動配備の場合は職員自ら役場に登庁しなければならない。

イ 必要に応じ、班長が各班員に登庁の連絡を電話及び防災行政無線を利用して行う。

ウ 当番班については、各班長があらかじめ職員に伝えておくとともに、総務課長に配備要員名簿(連絡先含む)を提出しておくこととする。異動等により配備要員が変更になった場合は、その都度新たな配備要員名簿を提出する事とする。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて村民に提供する。

沖縄気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄県本島中南部	中頭郡[読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町]

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による市区町村の防災無線等を通して村民に伝達する。

2 地震情報の種類とその内容

気象庁は、次の地震情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を約 190 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	・ 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
------------	---	---

【地震活動に関する解説情報等】

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

【地震解説資料】

担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度 4 以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

【管内地震活動図及び週間地震概況】

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

3 津波警報の種類とその内容

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が 8 を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積

もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大	陸域に津波がおよび浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超え、3m 以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを1段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1)津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿

岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ロ) 津波観測に関する情報

津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

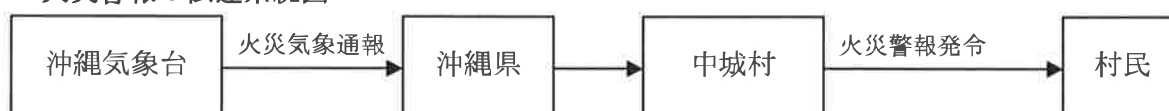
村長は消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときこれを発する。

- ① 本村における火災警報発令基準は以下のとおりとする。
- ② 実効湿度が 60%以下であって、最小湿度が 40%以下となり、最大風速が 7m/s 以上の見込みのとき
- ③ 平均風速 10m/s 以上の風が一時間以上連続して吹く見込みのとき

(2) 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

火災警報の伝達系統図



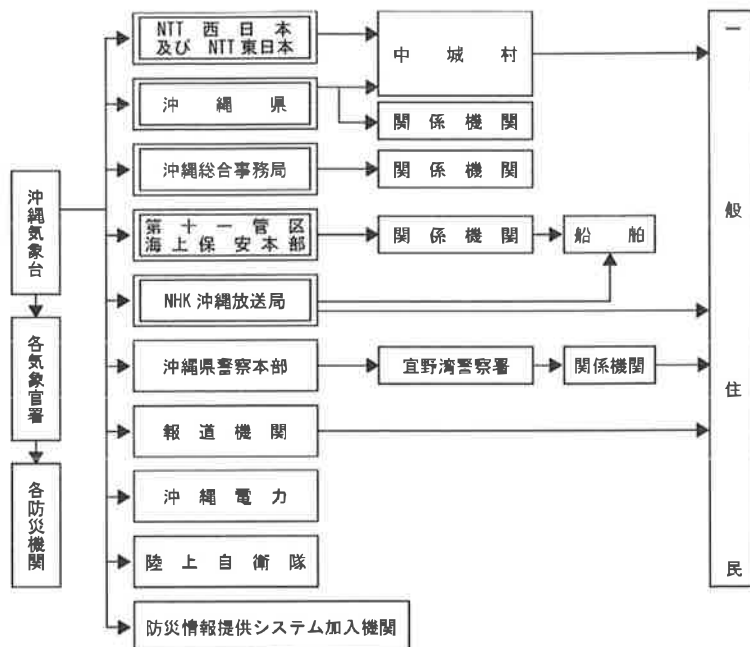


図 2-6-1a 気象警報等の伝達系統図

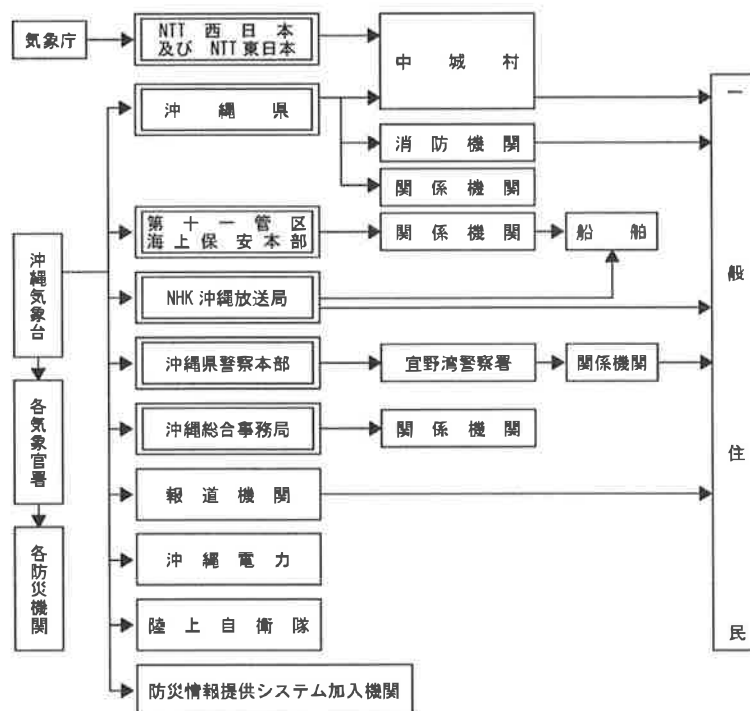


図 2-6-1b 津波警報等の伝達系統図

※二重枠線の機関は、気象業務法第 15 条による伝達機関、細枠の機関は、その他の連絡機関(以下、伝達系統は同様とする)

※ 近地の地震津波に対する自衛措置

気象庁及び沖縄気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震(震度 4 程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から避難するよう勧告・指示するものとする。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒態勢をとるものとする。

5 警報等の伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は、総務対策班長において受理し、迅速、確実な収集を行うものとする。
- (2) (1)により通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、直ちに村長(本部長)に報告するものとする。
- (3) 村から村民に伝達する場合、次の事項について文書をもって記録するものとする。
 - ア 警報等又は災害の種類
 - イ 発表又は発生の日時
 - ウ 警報等又は災害の内容
 - エ 送話者及び受話者職氏名
 - オ その他必要な事項
- (4) なお、防災関係機関及び各事業所等は、気象警報についてラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

6 異常現象発見時の処置

気象、水象、地象に関し、災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災害の発生を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次のとおり通報しなければならない。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに村又は警察署若しくは海上保安署等に通報するものとする。

(2) 警察署、海上保安署等の通報

通報を受けた警察署又は海上保安署等は、直ちに村及び上部機関に通報するものとする。

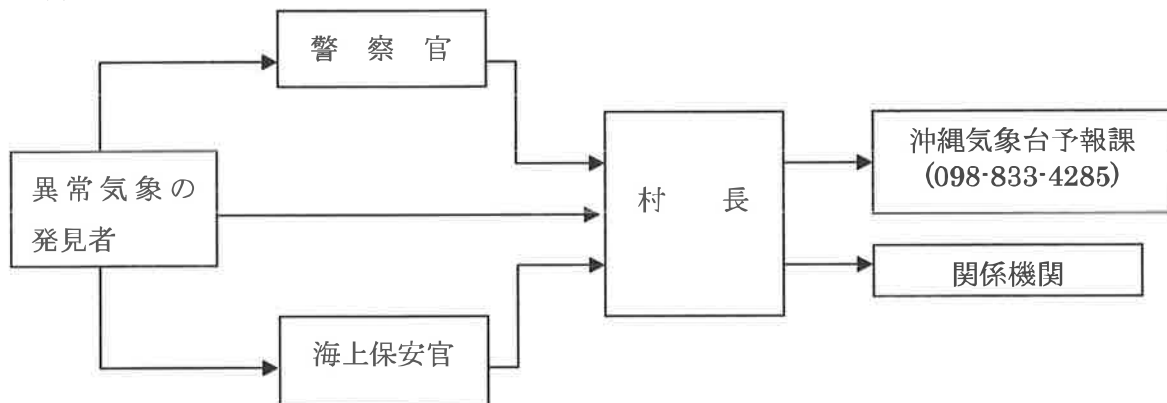
(3) 村長の通報

(1)(2)により通報を受けた村長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、村民に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 通報を要する異常現象

- ア 気象関係 強い突風、竜巻、激しい雷雨等著しく異常な現象
- イ 水象関係 異常な潮位、波浪
- ウ 地震関係 数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震
地割れ、亀裂、落石等

(5) 通報系統図



7 夜間・休日等における職員の動員・参集

沖縄気象台より、非常体制(配備基準)の災害情報を受理した担当職員は、直ちに総務対策班長へ連絡する。

第3節 災害通信計画

この計画は災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信体制の万全を図るものとする。

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるように相互に協力するものとする。

2 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告及び災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが概ね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

ただし、固有の通信施設を持っている機関については、利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 普通電話による通信

一時的には、加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害その他により、その利用方法が制限される場合は「非常電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

イ 非常電話の利用方法

災害時における非常電話を優先利用するため、平常時より最寄りの電話取扱局と調整し「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。また、非常電話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

ウ 非常電報による通信

災害のため、特に緊急を要する電報は非常電報の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。非常時電報を申し込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書きし非常である旨を告げて頼信するものとする。

電話により非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報局に申告の上、申し込むものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合又は緊急通信にその必要がある場合は、次に掲げる専用通信設備の利用を図るものとする。利用にあたっては、あらか

じめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア 村防災行政無線による通信

村防災行政無線による非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において通信連絡を行うものとする。

イ 消防無線施設による通信

中城北中城消防本部の無線施設を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じて通信連絡する。通信施設は「地震・津波編―第2章―第3節―5」の表に示すとおりである。

ウ 警察通信設備

沖縄県警察本部の警察有線・無線電話を利用して通信相手を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。

エ その他非常通信の利用

その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、村の専用通信設備が利用できないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することが出来ない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

※県防災行政無線網(通常通信ルート)が使用できない場合、下記の非常通信ルートを使用し通信連絡するものとし、平素から関係機関との意志疎通に努めるものとする。

非常通信ルート	非常通信受付機関	電話番号
中城村→宜野湾警察署→県警察本部→県庁	宜野湾警察署	898-0110

(3) 通信設備優先利用の協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 放送要請の依頼

災害に関する通知、要請、伝達又は警報等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県(広報班)に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県(広報班)にその旨連絡するものとする。

ア 親局設備(J-ALERT 含む)

局名	区分	免許番号	設置場所
中城村役場	親局(固定局)	沖 第 3105 号	中城村当間 176

イ 遠隔制御局

局名	区分	免許番号	設置場所
中城北中城消防本部	遠隔制御局		北中城村字大城 404

ウ 屋外子局

管理 番号	局名	アナログ局 デジタル局	免許番号	設置場所
1	伊 集	デジタル局	沖第 3106 号	中城村字伊集 45(公)
2	和宇慶	デジタル局	沖第 3107 号	中城村字和宇慶 781(公)
3	南 浜	デジタル局	沖第 3108 号	中城村字南浜 10(公)
4	北 浜	デジタル局	沖第 3109 号	中城村字北浜 98(公)
5	津 覇	デジタル局	沖第 3110 号	中城村字津覇 516-1
6	奥 間	デジタル局	沖第 3111 号	中城村字奥間 24(公)
7	浜	デジタル局	沖第 3112 号	中城村字奥間 873-2(公)
8	安里第 1	デジタル局	沖第 3113 号	中城村字安里 343(公)
9	安里第 2	デジタル局	沖第 3114 号	中城村字安里 190
10	当 間	デジタル局	沖第 3115 号	中城村字当間 944-1
11	屋 宜	アナログ局	沖第 3116 号	中城村字屋宜 278
12	添 石	アナログ局	沖第 3117 号	中城村字添石 231(公)
13	伊舎堂	デジタル局	沖第 3118 号	中城村字伊舎堂 456(公)
14	泊	デジタル局	沖第 3119 号	中城村字泊 371(公)
15	久場第 1	デジタル局	沖第 3120 号	中城村字久場 487
16	久場第 2	デジタル局	沖第 3121 号	中城村字久場 1829-2
17	登又第 1	アナログ局	沖第 3122 号	中城村字登又 1134
18	登又第 2	アナログ局	沖第 3123 号	中城村字登又 324
19	新 垣	デジタル局	沖第 3124 号	中城村字新垣 128-1
20	北上原第 1	デジタル局	沖第 3125 号	中城村字北上原 309-1(公)
21	北上原第 2	デジタル局	沖第 3126 号	中城村字北上原 597-1
22	南上原第 1	アナログ局	沖第 3127 号	中城村字南上原 276-4
23	南上原第 2	デジタル局	沖第 3128 号	中城村字南上原 1119-1

24	当間第 2	デジタル局	沖固第 2057 号	中城村字当間 176(役場庁舎内)
25	中城団地	アナログ局	沖第 3519 号	中城村字津覇 1336
26	サンヒルズタウン	デジタル局	沖第 3520 号	中城村字新垣 1607-2
27	北上原第 3	デジタル局	沖固第 641 号	中城村字北上原 985-1
28	屋宜第 2	アナログ局	沖固第 819 号	中城村字屋宜 215-2
29	久場第 3	デジタル局	沖固第 1380 号	中城村字久場 248(公)
30	南上原第 3	アナログ局	沖固第 1821 号	中城村字南上原 329-1(公)
31	南上原第 4	アナログ局	沖固第 1822 号	中城村字南上原 36-1
32	伊舎堂第 2	アナログ局	沖固第 1823 号	中城村字伊舎堂 284-66
33	和宇慶第 2	アナログ局	沖固第 1944 号	中城村字和宇慶 781-59
34	和宇慶第 3	アナログ局	沖固第 1945 号	中城村字和宇慶 284
35	サンヒルズタウン 第 2	アナログ局	沖固第 1946 号	中城村字登又 89
36	南上原第 5	アナログ局	沖固第 1947 号	中城村字南上原 481
37	久場第 4	アナログ局	沖固第 1963 号	中城村字久場 113
38	新垣第 2	デジタル局	沖固第 2058 号	中城村字新垣 1816-2
39	伊舎堂第 3	デジタル局	沖固第 2059 号	中城村字伊舎堂 1160-3
40	泊第 2	デジタル局	沖固第 2060 号	中城村字泊 1075-1
41	津覇第 2	デジタル局	沖固第 2061 号	中城村字津覇 1175-1
42	奥間第 2	デジタル局	沖固第 2062 号	中城村字奥間 598-2
43	南上原第 6	デジタル局	沖固第 2063 号	中城村字南上原 112
44	添石第 2	デジタル局	沖固第 2064 号	中城村字添石 356-3
45	新垣第 3	デジタル局	沖固第 2065 号	中城村字新垣 324-3
46	南上原第 7	デジタル局	沖固第 2066 号	中城村字南上原 855-1
47	新垣第 4	デジタル局	沖固第 2067 号	中城村字新垣 503-1
48	北上原第 4	デジタル局	沖固第 2068 号	中城村字北上原 293-1

エ 有線子局

管理 番号	局名	区分	免許番号	設置場所
1	泊	有線子局		中城村字泊 69
2	津覇	有線子局		中城村字津覇 379
3	登又	有線子局		中城村字登又 310

通 信 施 設

中城北中城消防本部

名 称		種 別	形 式	周 波 数	空中線電力	備 考
消防中北	第1装置	基地局	F3	152.77MHz	10W	
"	第2装置	"	"	152.07MHz	"	全国共通波
"	1号	"	"	"	"	指令車
"	2号	"	"	"	"	広報車
"	3号	"	"	"	"	積載車
"	5号	"	"	"	"	ポンプ車
"	6号	"	"	"	"	消防団指揮広報車
"	7号	"	"	"	"	資器材搬送車
"	8号	"	"	"	"	救急車(高規格)
"	9号	"	"	"	"	化学車
"	10号	"	"	"	"	救助工作車
"	11号	"	"	"	"	救急車(高規格)
"	12号	"	"	"	"	ポンプ車
"	13号	"	"	"	"	事務連絡車
"	14号	"	"	"	"	救急車(高規格)
"	16号	"	"	"	"	小型動力ポンプ付水槽車
"	17号	"	"	"	"	ポンプ車
"	101号	"	"	"	5W	携帯無線用
"	102号	"	"	"	"	"
"	103号	"	"	"	1W	"
"	104号	"	"	"	"	"
"	105号	"	"	"	5W	"
"	106号	"	"	"	"	"
"	107号	"	"	"	1W	"
"	108号	"	"	"	5W	"
"	109号	"	"	"	"	"
"	110号	"	"	"	"	"
"	111号	"	"	"	1W	"
"	112号	"	"	"	"	"
"	113号	"	"	"	5W	"
"	114号	"	"	"	1W	"
"	115号	"	"	"	"	"
"	116号	"	"	"	"	"
"	117号	"	"	"	5W	"
"	118号	"	"	"	"	"

